

# 県北保健所管内 (平戸市、松浦市、佐々町) 障がい資源マップ



平戸市ゆるキャラ  
オランダかぴたんず



松浦市ゆるキャラ  
松浦松之介  
(松浦市承認第4号)



生きることを、学ぼう。

佐々で  
暮らす

佐々町観光協会マーク『佐々で暮らす』

県北保健所地域精神保健医療福祉協議会 専門委員会

令和6年度版（令和6年9月作成）

# 目次

|   |                                |              |
|---|--------------------------------|--------------|
| 1 | 県北保健所管内（平戸市・松浦市・佐々町）障がい資源マップとは | 【P 1】        |
| 2 | 障がい福祉サービスを利用するまでの流れ            | 【P 2】        |
| 3 | 障がい福祉サービスの内容                   | 【P 3 ～ 5】    |
| 4 | 障がい福祉サービス事業所等一覧                | 【P 6 ～ 12】   |
| 5 | 事業所所在地                         | 【P 13 ～ 17】  |
| 6 | 行政窓口・事業所等紹介                    | 【P 18 ～ 166】 |

県北保健所精神保健医療福祉協議会専門委員会 委員名簿

## 1 県北保健所管内（平戸市、松浦市、佐々町）障がい資源マップ とは

この冊子は、県北保健所管内（平戸市、松浦市、佐々町）にある障がい福祉サービスについて具体的な情報を掲載し、スムーズなサービス利用へつながることを目的に「県北保健所精神保健医療福祉協議会 専門委員会」によって作成されました。

障がいのある方やそのご家族のため、ご活用いただければ幸いです。

サービスに関することは、まず、お住まいの各市町窓口へご相談ください。

| 窓口              | 住所              | 電話                        |
|-----------------|-----------------|---------------------------|
|                 |                 | 8：30～17：15<br>（年末年始・祝日除く） |
| 平戸市 福祉課         | 平戸市岩の上町1508番地3  | 0950-22-9130              |
| 松浦市 福祉事務所       | 松浦市志佐町里免365番地   | 0956-72-1111              |
| 佐々町 多世代包括支援センター | 北松浦郡佐々町市場免23番地1 | 0956-63-5800              |

掲載内容は令和6年5月末日時点の情報です。

事業所の詳細については、各事業所へお問い合わせください。

## 2 障がい福祉サービスを利用するまでの流れ

(1) サービスの利用を希望する方(障がい児の場合はその保護者)は、お住まいの市町の窓口、もしくは「相談支援事業所」(P6)にご相談ください。

(2) 市町から「サービス等利用計画案」の提出を求められるので、「相談支援事業所」(P6)に作成を依頼してください。

(3) 市町がサービスの利用を希望する方の心身の状況等について、聞き取り調査を行います。  
その結果により、サービスの種類や量の目安となる「障害支援区分」が認定されます。その区分と相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案を踏まえて、支給決定がされ「受給者証」が発行されます。

(4) 受給者証の発行を受けた方は、受給者証の内容を基にサービスを利用出来ます。

その後も、相談支援専門員は定期的にご本人や環境の変化、サービスの提供状況等を検証するためのモニタリングを行い、必要に応じて、申請の変更を行います。

相談支援専門員とは・・・

中立な立場で、障がいがある方やそのご家族の相談にのります。  
ご希望をうかがい、各種サービスの紹介や連絡調整等、適切な支援を利用出来るようサポートします。



### もし、障がい福祉サービスを利用しなくても・・・

障がいがあることで、困り事や心配なことがある時は、いつでもどなたでも相談することが出来ます。内容によっては、より適切な相談窓口へお繋ぎしますのでお気軽にご相談ください。



こんなことって、  
相談にのってもら  
えるのかなあ...

どこに相談したら  
いいのか迷うな...



| 窓口              | 住所              | 電話           | 開庁時間         |
|-----------------|-----------------|--------------|--------------|
|                 |                 |              | (年末年始・祝日は除く) |
| 平戸市福祉課          | 平戸市岩の上町1508番地3  | 0950-22-9130 | 8:30~17:15   |
| 平戸市基幹相談支援センター   | 平戸市岩の上町1466番地   | 0950-22-2180 | 8:30~17:15   |
| 松浦市健康ほけん課       | 松浦市志佐町里免365番地   | 0956-72-1111 | 8:30~17:15   |
| 佐々町 多世代包括支援センター | 北松浦郡佐々町市場免23番地1 | 0956-63-5800 | 8:30~17:15   |

### 3 障がい福祉サービスの内容

|                     | サービス名           | サービス内容                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域での暮らし方を一緒に考える（P6） | 計画相談支援          | 障がい福祉サービス等を申請した障がいのある方について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。                                                                                                                                              |
|                     | 地域相談支援          | <p>&lt; 地域移行支援 &gt;<br/>施設等に入所している障がいのある方が、地域生活に移行するための必要な支援を行います（住居確保、体験宿泊、障がい福祉サービスの体験利用、その他地域生活に移行するために必要な支援）。</p> <p>&lt; 地域定着支援 &gt;<br/>単身で生活する障がいのある方に対して、常時の連絡体制や緊急の事態等に相談等出来るよう支援を行います（常時の連絡体制の確保、緊急時の対応等）。</p> |
|                     | 障害児相談支援         | 障がい福祉サービス等を申請した障がいのある児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。                                                                                                                                              |
| 家での生活を（P7）手助け       | 居宅介護            | 自宅で、食事や入浴、排せつ等の介護等を行います。                                                                                                                                                                                                 |
|                     | 重度訪問介護          | 重度の肢体不自由な方又は、重い知的若しくは精神障がいがあり、常に介護が必要とする方に、自宅で食事や入浴、排せつの介護、外出時における移動の支援等を総合的にを行います。                                                                                                                                      |
|                     | 重度障害者等包括支援      | 常に介護を必要とする方であって、その必要性が高い方に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供します。                                                                                                                                                                    |
| 外出に必要（P7）な手伝        | 同行援護            | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に移動時の支援を行います。                                                                                                                                                                                      |
|                     | 行動援護            | 知的障がいや精神障がいにより、常に介護を必要とする方に、移動の介護、危険回避のための支援を行います。                                                                                                                                                                       |
| 昼間の生活（P8）をサポート      | 療養介護            | 医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設において機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護等を行います。                                                                                                                                                     |
|                     | 生活介護            | 常に介護を必要とする方に、日中の支援施設等で入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動等の機会を提供します。                                                                                                                                                                |
| 住まいの場（P8）とサービス      | 共同生活援助（グループホーム） | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。                                                                                                                                                                                       |
|                     | 施設入所支援          | 障がい者支援施設等に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                                                                                                                                                                              |
| 介護者の休息（P9）のためにも     | 短期入所（ショートステイ）   | 自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期間、障がい者福祉施設で必要な介護等を行います。                                                                                                                                                                             |

|                            | サービス名             | サービス内容                                                                        |
|----------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (P9)<br>自立に<br>サービス<br>向けた | 自立訓練              | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。                        |
|                            | 自立生活援助            | 施設入所または共同生活援助を受けていた障がいのある方について、居宅における自立した生活を営む上での問題について、必要な助言等の援助を行います。       |
| (P9)<br>働くこと<br>へのサポ<br>ート | 就労移行支援            | 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。                          |
|                            | 就労継続支援A<br>(雇用型)  | 一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。             |
|                            | 就労継続支援B<br>(非雇用型) | 一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 |
|                            | 就労定着支援            | 就労支援を受けて通常の事業所に雇用された障がいのある方について、就労の継続を図るために必要な関係機関との連絡調整等を行います。               |
| (P11)<br>お子さん<br>のために      | 児童発達支援            | 養育が必要な未就学の障がいのある児に、日常生活の基本動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行います。                            |
|                            | 医療型児童発達<br>支援     | 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要な障がいのある児に、児童発達支援および治療を行います。                 |
|                            | 放課後等デイ<br>サービス    | 就学している障がいのある児に、生活能力向上のための訓練等を行います。                                            |
|                            | 居宅訪問型児童<br>発達支援   | 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある児の居宅を訪問して、発達支援を行います。                                 |
|                            | 保育所等訪問支<br>援      | 集団生活を営む施設に通う障がいのある児に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。                      |

これらのサービスを利用したい場合は



障がい福祉サービスを利用するまでの流れ (P2) へ

その他にも、障がいのある方がその人らしく地域で生活を営むことが出来るよう、身近な市町では以下の取組みを行っています。

市町によっては実施していないものもありますので、対象者や利用料等詳細については、お住まいの市町へお尋ねください。

|          |                        | 内容                                                                               |
|----------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 地域生活支援事業 | 理解促進研修・啓発              | 障がいのある方に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。                                                |
|          | 自発的活動支援                | 障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。                                               |
|          | 相談支援                   | 障がいのある方、その家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。              |
|          | 成年後見制度利用支援             | サポートを受けなければ成年後見制度の利用が困難である方を対象に、費用を助成します。                                        |
|          | 成年後見制度法人後見支援           | 市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を行います。                                                  |
|          | 意思疎通支援                 | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通が難しい方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣等を行います。 |
|          | 日常生活用具給付等              | 障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。（ベッド、訓練用いす、入浴補助具等）                       |
|          | 手話奉仕員養成研修              | 手話で意思疎通支援を行う人を養成します。                                                             |
|          | <u>移動支援（P12）</u>       | 屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。                                             |
|          | <u>地域活動支援センター（P12）</u> | 障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。                                    |
|          | その他（任意事業）              | 市町の判断により、必要な取組みを行います。<br>（訪問入浴サービス、 <u>日中一時支援【P12】</u> 、福祉ホームの運営等）               |